設備・構造状況報告書

　　　　年　　月　　日

加古川市長　様

（報告者）

　職　　名

　登録番号

　氏　　名

　家庭的保育事業等の認可を受けようとするに当たり、建物の設備・構造状況について、下記のとおり報告します。

記

１　建物の状況

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業所の  所在地 |  | | | |
| 建物の構造 | 造　　　　　　　　葺　　　　　　　　建 | | | |
| 床面積 | 建物全体 | 合計　　　　　　㎡ | 事業所部分 | 合計　　　　　　㎡ |
| 保育室等が  所在する階 | 乳児室 | □１階　　□２階　　□３階　　□４階以上　　□なし | | |
| ほふく室 | □１階　　□２階　　□３階　　□４階以上　　□なし | | |
| 保育室 | □１階　　□２階　　□３階　　□４階以上　　□なし | | |
| 遊戯室 | □１階　　□２階　　□３階　　□４階以上　　□なし | | |
| 屋外遊戯場 | □１階　　□２階　　□３階　　□４階以上　　□なし | | |
| 上記の  最上階 | □１階（作成終了）　　　　□２階（２－アを作成）  □３階（２－イを作成）　　□４階以上（２－ウを作成） | | |

２　保育室等が所在する階の最上階の設備適合状況

　ア　２階

　　【耐火基準に関する事項】

□　建築基準法第２条第９号の２に規定する耐火建築物

□　建築基準法第２条第９号の３に規定する準耐火建築物

　　【避難設備に関する事項】

|  |  |
| --- | --- |
| 常用 | □屋内階段  □屋外階段 |
| 避難用 | □建築基準法施行令第123条第１項各号又は同条第３号各号に規定する構造の屋内階段  □退避上有効なバルコニー  □建築基準法第２条第７号の２に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備  □屋外階段 |

　イ　３階

　【耐火基準に関する事項】

□　建築基準法第２条第９号の２に規定する耐火建築物

□　建築基準法第２条第９号の３に規定する準耐火建築物

　【避難設備に関する事項】

|  |  |
| --- | --- |
| 常用 | □建築基準法施行令第123条第１項各号又は同条第３号各号に規定する構造の屋内階段  □屋外階段 |
| 避難用 | □建築基準法施行令第123条第１項各号又は同条第３号各号に規定する構造の屋内階段  □建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備  □屋外階段 |

　【防火区画等に関する事項】

□　調理設備以外の部分と調理設備の部分が、建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第１項に規定する特定防火設備で区画されている。

□　換気、暖房又は冷房の設備の風道が、床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられている。

□　スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている。

□　調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている。

□　事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしている。

　ウ　４階以上

　【耐火基準に関する事項】

□　建築基準法第２条第９号の２に規定する耐火建築物

□　建築基準法第２条第９号の３に規定する準耐火建築物

　【避難設備に関する事項】

|  |  |
| --- | --- |
| 常用 | □建築基準法施行令第123条第１項各号又は同条第３号各号に規定する構造の屋内階段  □建築基準法施行令第123条第２項各号に規定する構造の屋外階段 |
| 避難用 | □建築基準法施行令第123条第１項各号又は同条第３号各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第１項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の１階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第３項第１号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同項第２号、第３号及び第９号を満たすもの）  □建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備  □屋外階段 |

　【防火区画等に関する事項】

□　調理設備以外の部分と調理設備の部分が、建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第１項に規定する特定防火設備で区画されている。

□　換気、暖房又は冷房の設備の風道が、床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられている。

□　スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている。

□　調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている。

□　事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしている。